



防犯特報

平成 25 年 8 月 23 日

中 警 察 署

中区防犯連合協議会

「断る」ときは

「はっきりと」「明確に」

「不要な貴金属や着物を買収します」等と言って強引に買収の契約を迫る『押し買い』や、いわゆる『悪質商法』に対して、あいまいな態度や返事をしてはいけません。

断るときは「**いいません**」「**お断りします**」と**はっきりと、明確に断りましょう。**

また、県内では『振り込め詐欺』被害が後を絶ちません。

従来からの手口の他に『警察官や銀行協会を名乗る者が暗証番号を聞いたりキャッシュカードを受け取る手口』や『直接現金を受け取る手口』での被害も続いています。

相手の話を鵜呑みにせず、必ず誰かに相談してください。



「どこ」の
「誰」なのか
身分をしっかりと
確認しよう

他人事ではありません。あなた自身のことですよ。

